

令和8年度 只見町会計年度任用職員  
只見町地域おこし協力隊 募集要項（エコツーリズム推進協力隊）

福島県只見町は、急峻な山々と只見川の清流に育まれた自然を活かす暮らしが、今も色濃く残る町です。その自然と共にある暮らしや文化が認められ、2014年に「ユネスコエコパーク」に登録。町では、その営みを未来へ繋ぐまちづくりを進めています。

田子倉湖や山々は、釣りや山菜採りなど町民の暮らしや遊びの場として親しまれてきました。只見町ではこうした世界に誇れる自然を、町外から訪れる方にも体感していただけるよう、カヤックやサイクリングなどを活用したエコツーリズム事業に取り組んでいきます。

自然を楽しみながら、地域とともに新しい価値をつくり、この町で挑戦したい方のご応募をお待ちしています。

●只見町の地域おこし協力隊について

令和8年5月現在、只見町では4名の地域おこし協力隊が活動しています。只見高校の公営塾運営、SNS・情報発信、エコパーク推進などそれぞれの分野で地域に根差した活動を行っています。

協力隊は月1回の定例ミーティングを行い、隊員間の情報共有はもちろん、担当課職員、地域の方々とも連携しながら活動や暮らしの支援を行っています。

1. 募集人員

エコツーリズム推進担当 1名

2. 業務概要

(1) エコツーリズムの企画・事業づくり

- ・田子倉湖や町内の山・川などを活用した自然体験コンテンツの企画・造成
- ・カヤック・サイクリング等を活用した体験プログラムの商品化
- ・地域事業者や関係団体と連携した運営体制づくり

(2) 地域ガイドの育成・受入体制づくり

- ・地域住民や関係事業者と連携したガイド人材の発掘・育成
- ・地域資源や暮らしの知恵を活かした案内プログラムの企画
- ・継続的な観光客受入体制づくりに向けた仕組みづくり

(3) SNSによる情報発信・プロモーション

- ・町の魅力を伝えるための情報発信活動
- ・観光誘客や関係人口創出に向けた情報発信

現在只見町は、(株)モンベルと包括連携協定を結び、豊かな自然を活かしたエコツーリズムの推進に取り組んでいます。地域ガイドの育成に加え、カヤックやサイクリングの指導員講習会など、事業化に向けた基盤づくりも進んでいます。

今回募集する地域おこし協力隊には、整いつつある基盤を共に“事業”として育てていく役割を担っていただきます。

### 3. 募集対象

(1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等(※)に在籍し、採用決定後は速やかに只見町へ住民票を移動し、生活拠点を移すことのできる方。

(※総務省 特別交付税措置に係る地域要件確認表参照)

(2) 概ね20歳以上の者で、心身ともに健康な方

(3) 普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方、または着任までに取得できる方

(4) パソコン(メール、Word、Excel、PowerPoint等)の基本操作ができる方

(5) 地域の方々と積極的に関わりながら、田舎暮らしを楽しめる方

(6) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

#### 【こんな方を歓迎します】

・カヤックやサイクリング、登山、キャンプなど、自然体験やアウトドアに興味・経験がある方。

※資格保有者や指導経験のある方は歓迎

・地域資源を活かした観光づくりや、将来的な事業化・起業に関心のある方

※起業補助金あり

・只見町の自然や暮らしに魅力を感じ、地域に根ざして活動したい方

### 4. 勤務時間

原則として1週あたり5日の勤務とし、労働時間の目安を37時間30分と定めるフレックスタイム制(支援組織の指示に従うことを原則とします。)とします。

#### 勤務形態・期間

只見町会計年度任用職員として、町長が任用します。

令和8年7月以降(予定)

※最も早い場合であり、個別の事情に応じて対応します。

※期間は、採用決定後最低1年以上の勤務を前提とし、最長3年を限度に再任可能です。

### 5. 勤務先

只見町内(※主たる勤務地:(株)只見町観光公社、只見町交流推進課)

### 6. 給与・賃金等

只見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めるところによります。

※月額：金 229,110円～（月21日勤務の場合）

※通勤手当有

※期末手当等が条件に応じ支給されます。

※有資格者は次の通り加算があります。

資 格 等	加算号給等
国内旅行業取扱管理者	1号給
キャンプインストラクター ※(公社)日本キャンプ協会認定	1号給
JRCAインストラクター ※日本レクリエーションカヌー協会公認	1号給

## 7. 待遇・福利厚生

- (1) 活動期間中の居住する住宅料は町が負担（5万円/月 上限）しますが、光熱水費・通信費は自己負担とし生活備品等は準備願います。
- (2) 業務に係る車輛、消耗品、研修旅費等活動費は、予算の範囲内で町が負担します。
- (3) 社会保険等は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入し、年次休暇（有給休暇）は基準法等関係法令によります。
- (4) 転居するにあたり必要な費用は個人の負担とします。

## 8. 応募手続

- (1) 受付期間 令和8年10月30日（金） 17:00まで  
※選考は応募順に随時行い、募集定員になり次第受付を終了します。
- (2) 提出書類「エコツーリズム推進協力隊」応募用紙に必要事項を記入し、写真添付のうえ電子メールもしくは郵送にてご応募ください。

## 9. 選考方法

- (1) 1次選考 提出書類審査のうえ、結果を応募者全員に通知します。
- (2) 2次選考 1次選考合格者に対し面接を行います。  
(1次選考に合格された方のみ、2次選考の日時・場所を個別にご連絡いたします。)
- (3) 選考結果 2次選考終了後、文書で通知します。  
(採用時期については、受入れ準備が整い次第、速やかに着任していただきます。)

## 応募・お問い合わせ先

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591 番地 30

只見町役場交流推進課観光交流係

(電話) 0241-82-5240 (FAX) 0241-82-2117

(メール) kankou@town.tadami.lg.jp